

第4回二宮町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年7月21日（金）午前9時30分から
- 2 開催場所 二宮町役場第1会議室
- 3 出席委員

1番 小林 徳博	7番 野谷 茂
2番 井上 宗士	8番 倉持 純子
3番 中村 隆一	9番 秋山 啓治
4番 原 淳利	10番 橘川 直泰
5番 西山 聖二	11番 原 恵子
6番 露木 聖一	12番 野谷 和雄
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員出席者

事務局長	小島 孝紀
副主幹	石原 慎也
- 6 議事録署名人

1番 小林 徳博	2番 井上 宗士
----------	----------
- 7 議 事
 - (1) 二宮町農業委員会会長の選出について
 - (2) 二宮町農業委員会副会長の選出について
 - (3) 二宮町農業委員会会議規則の一部改正について
 - (4) 議席の決定について

会議の状況

【局長】

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

今回の総会は、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により、「委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会は市町村長が招集する」とされていることから町長名で招集させていただきました。

また、本日、各委員がお座りの議席につきましては、農業委員推薦書等受付番号順、かつ、議会への提案順で座って頂いておりますので、ご了承願います。

それでは、始めに町長より挨拶をお願いします。

【町長】

おはようございます。第 23 期の農業委員ということになります。

また、本日はこの臨時総会前に前農業委員の方に感謝状をお渡しさせていただきました。前委員の方の中には、10 年以上に渡り、委員を務めていただいた方もおります。任期については、のちほど説明があるかと思いますが、3 年となっております。大変お忙しい中だと思っておりますが、二宮町の農業振興にお力添えいただきたいと思います。

そして、今回農業委員会等に関する法律が変わりまして、これまでは公選制という形で委員が選ばれていましたが、市町村長が任命をして、議会の同意を得て、みなさまがこの場におられるということになっております。滞りなく進めていけますよう行政の方も努めてまいります。

これまでは、農協や議会から推薦された方も入っていましたが、今回からなくなりました。全体としても 14 名から 12 名になりスリム化された訳ですが、まだまだ地域農業の抱える課題というのは複雑です。農業委員会も法律改正により今後、より公平公正で開かれた形で進めていくことが求められています。そういった中で、いろいろ条件もございまして、青年や女性の登用という指針も国から示されています。前農業委員会では、女性が 1 人でしたが、今回は 2 人になりました。

そういった意味でも、町民の方からも農業委員会がどのように変わっていくのか期待を持たれているかと思っております。農業従事者の高齢化、後継者の不足とともに遊休農地が増加していますので、行政といたしましてもそういった問題をしっかり受け止めて、みなさまと共にやっていきたいと思っています。

是非みなさまのお力をお借りし、農業を未来に継承していくため、農業委員会を進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【局長】

ありがとうございました。本日は、最初の総会でありますので、地区名とお名前を

自己紹介していただきたいと思います。

—各委員自己紹介—

【局長】

ありがとうございました。最後に事務局の紹介をいたします。

—事務局紹介—

【局長】

それでは、これより議事に入りますが、二宮町農業委員会規程第3条第2項に基づき、「会長の互選を行う場合においては、年長の委員が臨時にその選挙に関する事務を行う」と定められています。従いまして、小林委員に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

【議長】

ただいまご紹介をいただきました小林です。会長の選出が終わるまでの間、進行をさせて頂きますので、よろしくお願い致します。

本日の出席委員は、全員です。これより、日程第3の議事に入ります。議案第1号「二宮町農業委員会会長の選出について」を議題とします。事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 議案第1号朗読 —

会長の選任につきましては、「会長は総会において選挙する。ただし委員中に異議が無いときは、指名推薦の方法によることができる」とされています。前回の選出につきましては、各地区より選考委員を事務局から指名させて頂きました。選考委員会にて会長を推薦して頂き、採決を行いました。

【議長】

ただいまの議案第1号ですが、どのように取り計らったらよろしいでしょうか。

—議長一任との声あり—

【議長】

それでは、意見がそのようにでましたので、事務局より案を出させていただくという
ことよろしいでしょうか。事務局よろしく申し上げます。

【事務局】

前期の第 22 期農業委員でもありました野谷和雄委員は、経験もあり、農業委員会を
運営していくにあたりまして、議事を進行する上でも適任であると考えています。

【議長】

ただいま、事務局より案が示されましたが、如何でしょうか。

—異議なしとの声あり—

【議長】

ご意見が無いようでしたら、事務局案について採決をとりたいと思います。ここで、
野谷和雄委員におかれましては、退席をお願い致します。

【議長】

それでは、議案第 1 号の採決に入ります。野谷和雄委員を会長とすることに賛成の委
員の挙手をお願いいたします。

—挙手—

【議長】

挙手全員ということで、会長は野谷和雄委員に決定いたしました。それでは、復席を
お願いいたします。

【議長】

野谷委員に申し上げます。ただいま、会長に選任されたことを報告します。
それでは就任のご挨拶をお願いします。

【会長】

それでは、改めましてよろしくお願ひいたします。農地法ができて 65 年になります。
昭和 27 年に農地法ができて、これまでに何度か改正されたことがあります。その理由
は、未来の農業が不安定になってきたからです。このメンバーの中で、農業委員 2 期目
を経験しているのが、私も含めて 2 人しかいません。農業委員会で大事なことは、先ほ

ども町長からありましたが、中立、公正というのがあります。

また、現在の一番の課題は、農地の荒廃化により農業振興が進まないことが課題です。ある一定以上の経営規模の方に集積し、従事していただくという流れになってくると思います。

農業委員会は、これまで許認可のような事務的な話を中心でした。更に農地集積をしながら、若い方や法人等の新しく就農される方などに農業委員会がどのように導いていくのかということも重要な仕事だと思っています。私も微力ながらこれまでの経験を活かし、過去の会長さんにいろいろ教えていただきながらやってきましたので、それも踏まえて、二宮町の農業振興がさらに発展するところをみなさまと一緒にやっていきたいと思しますので何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。以上をもちまして私の職務は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。これより野谷会長に交代させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、議長を務めさせていただきます。

議案第2号「二宮町農業委員会副会長の選任について」を議題とします。事務局より朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 議案第2号朗読・説明 —

【議長】

ただいまの議案第2号ですが、どのように取り計らいますか。

— 会長一任の声あり —

【議長】

会長一任という意見がありましたが、如何でしょうか。

— 異議なしとの声あり —

【議長】

それでは、私の方から指名させていただきたいと思えます。現在までいろいろな経験

をされています小林徳博委員を指名させていただきたいと思います。小林委員は、行政経験も豊かな方です。農業は、退職されてから始めたとのことですが、その前からやられていて、本格的に従事されたのが退職後からということです。適任な方だと思いますので、よろしくお願いします。

【議長】

それでは、採決をとりたいと思います。ここで、小林委員におかれましては、退席をお願い致します。

【議長】

それでは、議案第2号の採決に入ります。小林委員を副会長とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

—挙手—

【議長】

挙手全員ということで、副会長は小林委員に決定いたしました。それでは、復席をお願いいたします。

【議長】

小林委員に申し上げます。ただいま、副会長に選任されましたことを報告します。それでは就任のご挨拶をお願いします。

【副会長】

大役を仰せつかってしまいました。私は、仕事がある程度ひと段落した後、2年前に耕運機を購入し、始めたばかりです。先ほども申しましたが、これまで農業にはあまり手を触れなかったことに反省しています。これからこういった場に加わらせていただきながら自分の畑も荒廃地指定されないように頑張っていかなければいけないと思っております。会長の足を引っ張らないようにみなさまのご協力をいただき、よりよい未来の農業、二宮町の農業に向かっていけたらと思っております。

【議長】

ありがとうございます。

続いて、議案第3号「二宮町農業委員会会議規則について」を議題とします。事務局より朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 議案第 3 号朗読・説明 —

【議長】

質問・意見等がある委員は、挙手をお願いします。

— 委員より「質問・意見」 —

【委員】

第 11 条第 2 項にある小作官という言葉ですけど、これはどのような人なのでしょう。

【議長】

これは農地解放の名残で、昭和 27 年に農地法ができて、国が買い上げる前に中立公正に手続きを行うために小作官や小作主事が、置かれました。事務局の方で、何十年も経っていることをそのままにしていたが、今回の改正で併せて見直しを行ったということです。

それではお諮りします。議案第 3 号「二宮町農業委員会会議規則について」賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

【議長】

挙手全員でございます。よって、本案は可決と致します。

それでは、一旦ここで暫時休憩と致します。ここで、町長は所用により、退席となります。

ありがとうございました。

— 休憩 —

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第 4 号「議席の決定について」を議題とします。事務局より朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第 4 号朗読 —

【議長】

議席を決める前に、先例に従い会長は12番、副会長は1番となっておりますのでご了承ください。

それでは議席を決めるくじを行います。事務局より説明をお願いします。

—事務局説明—

【議長】

それでは、議席が決まりましたら事務局より発表をしてください。

—事務局議席発表—

【議長】

日程第4「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の議事録署名委員は、1番小林委員、2番井上委員を指名します。よろしくお願いします。

これで本日の審議事項につきましては、すべて終了致しましたので、ここで総会を閉会します。

午前10時30分閉会